

# 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊中央輸送隊  
会計科長 安部 孝之

下記のとおり、一般競争入札に付するため、関係事項承知のうえ参加されたい。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名等

件名	規格	再生可能 エネルギー比率	入札日時
ア 横浜駐屯地で使用する電気	仕様書のとおり	100%	令和7年1月31日(金) 1000
イ 横浜駐屯地で使用する電気		60%以上	令和7年1月31日(金) 1015
ウ 横浜駐屯地で使用する電気		30%以上	令和7年1月31日(金) 1030
エ 横浜駐屯地で使用する電気		0%(再生可能 エネルギー比率 に係る条件なし)	令和7年1月31日(金) 1045

(2) 履行場所：陸上自衛隊横浜駐屯地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273

(3) 履行期間：令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

## 2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」の等級が「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者で入札時には令和7・8・9年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)を申請中であり、引き続き資格申請が認められる見込みのある者。
- 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 予算決算及び会計令第73条に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件」に示す適合条件を満たすこと。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加は認めない。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 入札に参加する者は「二酸化炭素非排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件」の基準を満たす「適合証明書」及び1(1)に示す再生可能エネルギー比率ごとの「特定電源割当計画書」(仕様書付紙第2に準ずる割当の計画書)を提出する。この際、再生可能エネルギー比率0%(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)の入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

### 3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

#### (1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2(13)に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書(様式別途配布)を提出すること。

#### (2) 提出方法

持参又は郵送(FAX不可)

#### (3) 提出期限

令和7年1月23日(木)12時00分

### 4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、令和7年1月24日(金)までに書面(FAX含む)により入札参加希望者に回答する。

- (1) 2(1)から(13)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者がいる場合は「再生可能エネルギー比率100%」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2(1)から(13)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「再生可能エネルギー比率60%以上」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、2(1)から(13)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「再生可能エネルギー比率30%以上」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (4) 第3号の要件を満たせない場合において、2(1)から(13)までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「再生可能エネルギー比率0%」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

### 5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、横浜駐屯地において令和6年12月20日(金)から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりメール、FAX等でも配布する。(土曜・日曜・祝日及び12/21~1/6を除く08:15~17:00)
- (2) 入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを令和7年1月23日(木)12時まで提出すること。(FAX・メール可)

### 6 入札説明会、競争入札執行の場所及び入札実施要領

#### (1) 日時

一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

#### (2) 場所

陸上自衛隊横浜駐屯地 入札室

#### (3) 入札実施要領

ア 1(1)ア(再生可能エネルギー100%)の入札で応札をできる者がいる場合

1(1)ア(再生可能エネルギー100%)の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

イ 1(1)ア(再生可能エネルギー100%)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは1(1)アの入札で応札をできる者がなかった場合

1(1)イ(再生可能エネルギー60%)の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

ウ 1(1)イ(再生可能エネルギー60%)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは1(1)イの入札で応札をできる者がなかった場合

1(1)ウ(再生可能エネルギー30%)の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

エ 1(1)ウ(再生可能エネルギー30%)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは1(1)ウの入札で応札をできる者がなかった場合

1(1)エ(再生可能エネルギー0%)の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直

ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

オ 入札において、1 (1) ア (再生可能エネルギー100%)の入札が落札に至った場合、1 (1) イ～エの入札は実施しない。

カ 入札において、1 (1) イ (再生可能エネルギー60%)の入札が落札に至った場合、1 (1) ウ～エの入札は実施しない。

キ 入札において、1 (1) ウ (再生可能エネルギー30%)の入札が落札に至った場合、1 (1) エの入札は実施しない。

## 7 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式 : 予定総価(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)
- (2) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札書に記載する金額算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (4) 入札金額には、代金の振込みに係る手数料を含めること。
- (5) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

## 8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除する
- (2) 契約保証金：免除する
- (3) 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 9 入札の無効

- (1) 有資格者でない者が入札を行なった場合
- (2) 入札書に記名押印がない(押印しない場合は担当者名及び連絡先の記載がない)場合又は品名、数量、金額等が不明の場合
- (3) 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しない者及び虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者の入札
- (4) 入札書の数値が不鮮明な場合
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札
- (6) 二名以上の入札の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

## 10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

## 11 その他

- (1) 代表者でない者が入札に参加する場合、入札書に添えて委任状を提出すること。
- (2) 郵便入札は、令和7年1月30日(木)17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
- (3) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (4) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いします。
- (5) 6(3)入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはオ～キ項に該当した入札書に関しては開封することなく返送する。

(6) 入札書に関しては、1 (1) ア～エの各入札案件ごと、それぞれの案件名、再生可能エネルギー比率及び入札日時を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、1 (1) ア～エの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に (再度入札分) と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

(7) 連絡先

〒240-0062 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273

陸上自衛隊中央輸送隊 会計科 担当：吉田 (内線338)

仕様書に関する連絡先 管理科 担当：荒若 (内線292)

電話：045-335-1151 (代表) FAX：045-335-1151 (内線539)

メールアドレス adams\_ctmc@inet.gsdf.mod.go.jp

# 仕 様 書 A

横浜駐屯地で使用する電気

仕様書番号

営 7 - 1

作成年月日

令和6年12月17日

作成者

中央輸送隊 管理科

## 1 件 名

横浜駐屯地で使用する電気

## 2 概 要

### (1) 需要場所

横浜市保土ヶ谷区岡沢町273 陸上自衛隊横浜駐屯地

### (2) 業種及び用途

官公署（事務所等）

## 3 仕 様

### (1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式

交流3相3線式

イ 供給電圧（標準電圧）

6,000ボルト

ウ 計量電圧（標準電圧）

6,000ボルト

エ 標準周波数

50ヘルツ

オ 供給方式

1回線方式

カ 蓄熱式負荷設備の有無

有（水蓄熱 1.7m<sup>3</sup>）

（昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。）

計量電圧（標準電圧）

200ボルト（計量器未設置）

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

常時電力 232キロワット（令和6年12月現在）

※ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その12か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

件 名

横浜駐屯地で使用する電気

縮 尺

図面名称

仕 様 書

図面番号

1 / 3

イ 予定使用電力

月別の予定使用電力は以下のとおり。

月	予定使用電力量 (キロワット時)
4	54,000
5	52,000
6	56,000
7	74,000
8	70,000
9	65,000
10	52,000
11	52,000
12	71,000
1	79,000
2	76,000
3	76,000
合計	777,000

(3) 供給電力の種類

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生エネ比率100%とすること。

参照：付紙第1「RE100 technical criteria」の概要

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf> (2023年12月31日までに契約する場合の要件)

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf> (2024年1月1日以降に契約する場合の要件)

(4) 契約期間

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(5) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 自動検針装置による検針
- ウ 計量器の構成 複合計器・無線通信装置

(6) 需給地点

需要場所における横浜駐屯地の設置した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の設置した架空引込線との接続点

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 3

- (7) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点  
電気工作物の財産分界点と同じ

4 その他

- (1) 力率保持のため高圧進相コンデンサを設置しており、契約期間中は100パーセントまたは進み力率を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備（300キロボルトアンペア1台）を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、東京電力株式会社が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては力率は100パーセントとし、燃料費調整、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 再生エネ比率の確認ができる書類の提出  
供給する電力に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面(付紙第2)で半期ごと提出すること。
- (6) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第1に掲げる条件を満たすこと。
- (7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	3 / 3

## 「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

## 提出様式例

2020年〇月〇日

## 特定電源割当証明書

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇  
 株式会社〇〇〇〇  
 代表取締役 〇〇 〇〇 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

## 1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇kW

## 2 供給期間

2020年〇月〇日～〇月〇日

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネルギー比率 (%)【A/B】													

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

## 1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計(kWh)	

## 2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計(kWh)			

総計(kWh)
---------

# 仕 様 書 B

横浜駐屯地で使用する電気	仕様書番号	営7-2
	作成年月日	令和6年12月17日
	作成者	中央輸送隊 管理科

## 1 件 名

横浜駐屯地で使用する電気

## 2 概 要

### (1) 需要場所

横浜市保土ヶ谷区岡沢町273 陸上自衛隊横浜駐屯地

### (2) 業種及び用途

官公署（事務所等）

## 3 仕 様

### (1) 供給電気方式等

- |              |  |
|--------------|--|
| ア 供給電気方式     | 交流3相3線式  |
| イ 供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト   |
| ウ 計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト   |
| エ 標準周波数      | 50ヘルツ  |
| オ 供給方式       | 1回線方式  |
| カ 蓄熱式負荷設備の有無 | 有（水蓄熱 1.7m <sup>3</sup> ）<br>（昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。） |
|              | 計量電圧（標準電圧） 200ボルト（計量器未設置）                              |

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

#### ア 契約電力

常時電力 232キロワット（令和6年12月現在）

※ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その12か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

件 名	横浜駐屯地で使用する電気	縮 尺	
図面名称	仕 様 書	図面番号	1 / 3

イ 予定使用電力

月別の予定使用電力は以下のとおり。

月	予定使用電力量 (キロワット時)
4	54,000
5	52,000
6	56,000
7	74,000
8	70,000
9	65,000
10	52,000
11	52,000
12	71,000
1	79,000
2	76,000
3	76,000
合計	777,000

(3) 供給電力の種類

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生エネ比率60%以上とすること。

参照：付紙第1「RE100 technical criteria」の概要

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>  
(2023年12月31日までに契約する場合の要件)

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>  
(2024年1月1日以降に契約する場合の要件)

(4) 契約期間

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(5) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 自動検針装置による検針
- ウ 計量器の構成 複合計器・無線通信装置

(6) 需給地点

需要場所における横浜駐屯地の設置した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の設置した架空引込線との接続点

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 3

- (7) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点  
電気工作物の財産分界点と同じ

#### 4 その他

- (1) 力率保持のため高圧進相コンデンサを設置しており、契約期間中は100パーセントまたは進み力率を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備（300キロボルトアンペア1台）を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、東京電力株式会社が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては力率は100パーセントとし、燃料費調整、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 再生エネ比率の確認ができる書類の提出  
供給する電力に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面(付紙第2)で半期ごと提出すること。
- (6) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第1に掲げる条件を満たすこと。
- (7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	3 / 3

## 「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

提出様式例

2020年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●  
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

2020年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間  
 2020年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)  
 \_\_\_\_\_

# 仕 様 書 C

横浜駐屯地で使用する電気

仕様書番号

営7-3

作成年月日

令和6年12月17日

作成者

中央輸送隊 管理科

## 1 件 名

横浜駐屯地で使用する電気

## 2 概 要

### (1) 需要場所

横浜市保土ヶ谷区岡沢町273 陸上自衛隊横浜駐屯地

### (2) 業種及び用途

官公署（事務所等）

## 3 仕 様

### (1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式

交流3相3線式

イ 供給電圧（標準電圧）

6,000ボルト

ウ 計量電圧（標準電圧）

6,000ボルト

エ 標準周波数

50ヘルツ

オ 供給方式

1回線方式

カ 蓄熱式負荷設備の有無

有（水蓄熱 1.7m<sup>3</sup>）

（昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。）

計量電圧（標準電圧）

200ボルト（計量器未設置）

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

常時電力 232キロワット（令和6年12月現在）

※ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その12か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

件 名

横浜駐屯地で使用する電気

縮 尺

図面名称

仕 様 書

図面番号

1 / 3

## イ 予定使用電力

月別の予定使用電力は以下のとおり。

月	予定使用電力量 (キロワット時)
4	54,000
5	52,000
6	56,000
7	74,000
8	70,000
9	65,000
10	52,000
11	52,000
12	71,000
1	79,000
2	76,000
3	76,000
合計	777,000

### (3) 供給電力の種類

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生エネ比率30%以上とすること。

参照：付紙第1「RE100 technical criteria」の概要

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf> (2023年12月31日までに契約する場合の要件)

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf> (2024年1月1日以降に契約する場合の要件)

### (4) 契約期間

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

### (5) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 自動検針装置による検針
- ウ 計量器の構成 複合計器・無線通信装置

### (6) 需給地点

需要場所における横浜駐屯地の設置した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の設置した架空引込線との接続点

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 3

- (7) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点  
電気工作物の財産分界点と同じ

#### 4 その他

- (1) 力率保持のため高圧進相コンデンサを設置しており、契約期間中は100パーセントまたは進み力率を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備（300キロボルトアンペア1台）を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、東京電力株式会社が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては力率は100パーセントとし、燃料費調整、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 再生エネ比率の確認ができる書類の提出  
供給する電力に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面(付紙第2)で半期ごと提出すること。
- (6) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第1に掲げる条件を満たすこと。
- (7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	3 / 3

## 「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」ではRE100 Technical Advisory Groupが評価の上、RE100の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成



# 仕 様 書 D

横浜駐屯地で使用する電気

仕様書番号

営7-4

作成年月日

令和6年12月17日

作成者

中央輸送隊 管理科

## 1 件 名

横浜駐屯地で使用する電気

## 2 概 要

### (1) 需要場所

横浜市保土ヶ谷区岡沢町273 陸上自衛隊横浜駐屯地

### (2) 業種及び用途

官公署（事務所等）

## 3 仕 様

### (1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式

交流3相3線式

イ 供給電圧（標準電圧）

6,000ボルト

ウ 計量電圧（標準電圧）

6,000ボルト

エ 標準周波数

50ヘルツ

オ 供給方式

1回線方式

カ 蓄熱式負荷設備の有無

有（水蓄熱 1.7m<sup>3</sup>）

（昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。）

計量電圧（標準電圧）

200ボルト（計量器未設置）

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

常時電力 232キロワット（令和6年12月現在）

※ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その12か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

件 名

横浜駐屯地で使用する電気

縮 尺

図面名称

仕 様 書

図面番号

1 / 3

イ 予定使用電力

月別の予定使用電力は以下のとおり。

月	予定使用電力量 (キロワット時)
4	54,000
5	52,000
6	56,000
7	74,000
8	70,000
9	65,000
10	52,000
11	52,000
12	71,000
1	79,000
2	76,000
3	76,000
合計	777,000

(3) 供給電力の種類

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生エネ比率0%以上とすること。

参照：付紙第1「RE100 technical criteria」の概要

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf> (2023年12月31日までに契約する場合の要件)

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf> (2024年1月1日以降に契約する場合の要件)

(4) 契約期間

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(5) 電力量等の検針

ア 自動検針装置 有  
イ 電力会社の検針方法 自動検針装置による検針  
ウ 計量器の構成 複合計器・無線通信装置

(6) 需給地点

需要場所における横浜駐屯地の設置した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の設置した架空引込線との接続点

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 3

- (7) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点  
電気工作物の財産分界点と同じ

#### 4 その他

- (1) 力率保持のため高圧進相コンデンサを設置しており、契約期間中は100パーセントまたは進み力率を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備（300キロボルトアンペア1台）を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、東京電力株式会社が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては力率は100パーセントとし、燃料費調整、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 再生エネ比率の確認ができる書類の提出  
供給する電力に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面(付紙第2)で半期ごと提出すること。
- (6) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第1に掲げる条件を満たすこと。
- (7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件名	横浜駐屯地で使用する電気	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	3 / 3

## 「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成



# 適合証明書

令和 年 月 日

契約担当官  
陸上自衛隊中央輸送隊  
会計科長 安部 孝之 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和4年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

1 ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	7.00%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和4年度 度1kWh当 たりの二酸 化炭素排出 係数	<p>「令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成30年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 令和4年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>④ 令和4年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤ 令和4年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) <math>\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%) = } \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和元年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和4年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---